

日本家族と子どもセラピスト学会 規約

名称

第1条 本会は、「日本家族と子どもセラピスト学会」
(Japanese Association of Family and Child
Therapist : JAFACT) と称する。

事務局

第2条 本会の事務局を、家族機能研究所（〒106-0045 東京都港区麻布十番2-14-6 イイダビル2F、Tel. 03-5476-6041、Fax. 03-5476-6543）におく。

目的

第3条 本会は、家族と子どもに関するセラピーのための知識及びスキルトレーニングの場を提供し、人材育成とネットワーク作りを行い、人間関係に重点を置いたセラピーのあり方について研究実践することを目的とする。

事業

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 学術大会の開催
(2) 家族と子どものセラピーに関するトレーニング講座を開催すること。
(3) 本会が定める「家族と子どもセラピスト」を認定すること。（詳細については別に定める。）
(4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

会員

第5条 本会は、家族と子どもの心理臨床に関心のある専門家又はそれを志す者により構成される。会員は、本会の趣旨に賛同して入会した個人とする。

入会資格

第6条 本会の会員は、次のいずれかにあてはまる者とする。
臨床心理関連学部大学院に在学中、または臨床心理学、医学、社会学、社会福祉学、看護学、教育学等、家族と子どもに関わる専門職に就いている者。
また、上記以外で本会が認める教育的プログラムを修了または修了見込みの者を準会員とする。

入会

第7条 本会への入会は、会員の推薦により申し込み、役員の承認により会員になるものとする。

退会

第8条 本会からの退会は、退会届を事務局に提出する。また、2年以上年会費を滞納したものは、退会したものとする。

除名

第9条 倫理に反するなど臨床心理専門家としてふさわしくない行動があった場合、または会員が本会の名誉を傷つけ、目的に違反する行為をした場合には、役員会での協議により除名を決議することができる。

役員

第10条 本会には、次の役員を置く。
(1) 理事長：1名
(2) 理事：若干名
(3) 監事：1名

役員の職務

第11条 役員の職務分担は次のようなものとする。
(1) 理事長は、本会を代表し、会務を統括する。
(2) 理事、及び監事は、理事会を構成し、会務を執行する。理事会は、必要に応じ委員を委嘱して会務の執行にあたらせることができる。
(3) 監事は、会務の執行を監査する。

役員の任期

第12条 役員の任期は、会計年度を単位として、理事長は2年、その他の役員は4年とする。

経費

第13条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれにあてる。

会費

第14条 本会の年会費は8,000円とする。学術集会、トレーニング講座への参加に関する経費は、各会員の負担とする。

会計年度

第15条 本会の会計年度は、4月1日～3月31日とする。

会則変更

第16条 本規約の変更に際しては、総会の承認を得なければならない。

その他

第17条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、会員の協議により定める。

附則 この規約は、平成18年5月5日より施行する。

附則 この規約は、平成22年9月19日より施行する。

附則 この規約は、平成28年9月10日より施行する。